

議案第52号

北上市市税条例の一部を改正する条例

北上市市税条例（平成3年北上市条例第62号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(普通徴収に係る国民健康保険税の納期)</p> <p>第149条 普通徴収の方法によって徴収する国民健康保険税の納期は、次のとおりとする。</p> <p>第1期 7月11日から同月31日まで</p> <p>第2期 8月11日から同月31日まで</p> <p>第3期 9月11日から同月30日まで</p> <p>第4期 10月11日から同月31日まで</p> <p>第5期 11月11日から同月30日まで</p> <p>第6期 12月11日から同月28日まで</p> <p>第7期 1月11日から同月31日まで</p> <p>第8期 2月11日から同月28日まで（うるう年は同月29日まで）</p> <p>2 [略]</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第159条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 市長は、国民健康保険税の納税義務者について、当該納税</p>	<p>(普通徴収に係る国民健康保険税の納期)</p> <p>第149条 普通徴収の方法によって徴収する国民健康保険税の納期は、次のとおりとする。</p> <p>第1期 7月11日から同月31日まで</p> <p>第2期 8月11日から同月31日まで</p> <p>第3期 9月11日から同月30日まで</p> <p>第4期 10月11日から同月31日まで</p> <p>第5期 11月11日から同月30日まで</p> <p>第6期 12月11日から同月28日まで</p> <p>第7期 1月11日から同月31日まで</p> <p>第8期 2月11日から同月28日まで（うるう年は同月29日まで）</p> <p><u>第9期 3月11日から同月31日まで</u></p> <p>2 [略]</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第159条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56</p>

義務者又はその世帯に属する被保険者の前年から所得の状況の著しい変化その他の事情により第1項第3号の規定による減額が適当でないと認める場合には、当該減額を行わないものとする。

条の89第4項に規定する出産被保険者（以下「出産被保険者」という。）が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

- (1) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第135条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の出産の予定日（施行規則第24条の30の5に定める場合には、出産の日。以下同じ。）の属する月（以下「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (2) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第137条の規定により算定した被保険者均等割（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (3) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第139条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被

(特例対象被保険者等に係る国民健康保険税に関する申告)
第160条の2 [略]

保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(4) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第141条の規定により算定した被保険者均等割額 (第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額) の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(5) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第143条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(6) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第145条の規定により算定した被保険者均等割額 (第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額) の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
(特例対象被保険者等に係る国民健康保険税に関する申告)

第160条の2 [略]

(出産被保険者に係る届出)

第160条の3 国民健康保険税の納税義務者は、出産被保険者が世帯に属する場合には、次に掲げる事項を記載した届書を

市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の氏名、住所、生年月日及び個人番号（番号法第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）
- (2) 出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号
- (3) 出産の予定日
- (4) 単胎妊娠又は多胎妊娠の別
- (5) その他市長が必要と認める事項

2 前項の届書の提出に当たり、当該納税義務者は、次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 出産の予定日を明らかにすることができる書類
- (2) 多胎妊娠の場合には、その旨を明らかにすることができる書類
- (3) 出産後に前項に規定する届出を行う場合には、出産した被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類

3 第1項の規定による届出は、出産被保険者の出産の予定日の6月前から行うことができる。

4 第1項の規定にかかわらず、市長が、当該出産被保険者について同項各号に掲げる事項及び第2項各号に掲げる書類において明らかにすべき事項を確認することができる場合は、第1項の規定による届出を省略させることができる。

(国民健康保険税の減免)

第161条 [略]

(国民健康保険税の減免)

第161条 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。ただし、第149条の改正規定は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の北上市市税条例（以下「新条例」という。）第159条第3項の規定は、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和6年1月以後の期間に係るもの及び令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和5年12月以前の期間に係るもの及び令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

(準備行為)

- 3 新条例第160条の3の規定による届出は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

令和5年11月30日提出

北上市長 八重樫 浩 文

提案理由

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律等の施行に伴い、国民健康保険税の減額等について所要の改正をするほか、国民健康保険税の普通徴収にかかる納期を8期から9期に変更しようとするものである。